

公益社団法人 福島青年会議所会計規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人 福島青年会議所（以下、本会という）における経理処理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、本会の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第2条 本会の会計は「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）に基づいて行う。

(会計年度)

第3条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(予算及び決算)

第4条 本会の収支予算は、理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後1ヶ月以内にその会計年度末の決算報告書とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得た上で、総会の承認を得なければならない。

第2章 予算

(予算統制の原則)

第5条 本会の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

(予算の編成)

第6条 予算は担当委員長の事業計画案に従い理事会の承認を経て理事長が行う。

(予算編成の原則)

第7条 予算は原則として収入の額の範囲内で編成しなければならない。

- 2 一物品につき20万円を超える予算を計上する場合には、最低1社以上の相見積もりを徴収するなど、支出額の妥当性を確保しなければならない。

(予算科目)

第8条 予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(予算編成の様式)

第9条 予算編成に当たっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭になるような様式を用いるものとする。

(理事会専決事項)

第10条 次の事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを執行する。

- (1) 予算の執行
- (2) 緊急の必要に基づく予備費の使用。
- (3) 緊急の必要に基づく軽微なる予算の変更。

(予算科目の支出)

第11条 予算科目外の支出をしようとする場合には理事会の議決を経てこれを行い、次の総会において承認を得なければならない。

(理事長執行事項の委任)

第12条 理事長は次の事項を会計担当委員会の委員長に委任することができる。

(1) 予算に基づく経常的な収入及び支出。

(2) 予算に基づく物品の購入及びその管理。

(委員長の任務)

第13条 各担当委員長は、予算の編成とその執行に関し随時、適切な資料を作成し理事長に意見を具申すると共に、所管事項に関する予算の執行について、管理監督責任を理事長に対して負うものとする。

(特別利害関係人)

第14条 本会定款第33条第1項及び第2項に規定する本会と理事間の取引については、当該年度予算総額の10%、若しくは100万円を一般取引の上限とし、それを超える価格の取引をする場合には、本会会員以外のものを含む2社以上の相見積もりを徴収し取引金額の適正化に努めなければならない。

尚、上記金額には地方消費税の額は含まないものとする。

第3章 監査

(監査)

第15条 監事は、事業報告及び計算書類等に関わる監査を行うものとする。

2 監事はいつでも本会の監査を行なう為に諸帳簿の閲覧謄写を求めることができる。

第4章 細則

(細則の規程)

第16条 本規程の実務的、効率的運営のため、細則等を規定することができるものとする。

第5章 規程の改廃

(本規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。―